

提出書類等一覧

制限付一般競争入札参加資格審査申請書の他に、次に掲げる書類を提出してください。

区 分	備 考
石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。	当該石油販売業届出書の写し（最新のもの）
揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）第3条の規定による揮発油販売業の登録を受けていること。	当該揮発油販売業者登録通知書の写し（最新のもの）
函館西警察署の管轄区域内（函館市のうち、入舟町、船見町、弥生町、弁天町、大町、末広町、元町、青柳町、谷地頭町、住吉町、宝来町、東川町、豊川町、大手町、栄町、旭町、東雲町、大森町、松風町、若松町、千歳町、新川町、上新川町、海岸町、大縄町、松川町、万代町、浅野町、吉川町、北浜町、港町1丁目、港町2丁目、港町3丁目、追分町、亀田町、大川町、田家町、白鳥町、八幡町、宮前町、昭和町及び亀田港町）で給油（代行給油を含み、危険物の規則に関する政令（昭和34年政令第306号）第17条第5項に規定する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における給油にあっては、常駐する従業員が直接給油を行う場合に限る。）が毎日可能であること。	函館西警察署の管轄区域内で毎日給油が可能であることの証明書（別添様式）
札幌市中央区内で給油（代行給油を含み、危険物の規則に関する政令（昭和34年政令第306号）第17条第5項に規定する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における給油にあっては、常駐する従業員が直接給油を行う場合に限る。）が毎日可能であること。	札幌市中央区内において毎日給油が可能であることの証明（別添様式）